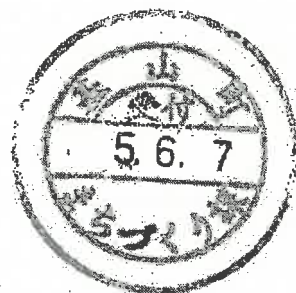


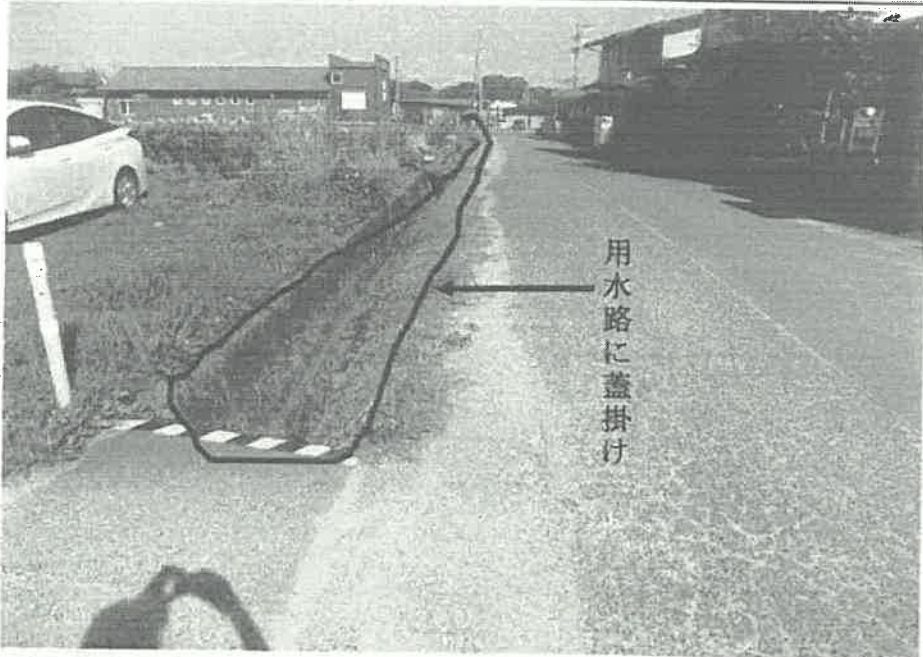
様式第3号 (第10条関係)

基山町まちづくり提案書



基山町まちづくり基本条例第16条の規定に基づき下記のとおり提案します。

提案期日	令和 6年 6月 7日	
提案件名	町道の安全確保について	
提案者	住所又は 所在地	
	氏名又は 名称	代表 第12区区長 鈴木 貴一郎 氏林2丁目(高松組合長・渡邊・田上・角田・深町・春山・山口)
	※提案者が基山町の住民でない場合は、勤務先又は通学先も記入して下さい。	
	提案書の公表にあたり、住所、氏名及び連絡先の公表を希望しますか。 ☒ 希望する 一部希望する() ☐ 希望しない	
	※未成年者が氏名等の公表をする場合は、法定代理人の承諾が必要です。	
提案の概要	町道関屋・上原線の用水路に蓋掛けし、道路を拡幅することを提案します。	
提案の背景	町道関屋・上原線は、児童登下校時の通学路や住民のウォーキング道路・愛犬との散歩道等として利用されている反面、住宅内の生活道路やけやき通り等からの抜け道として多くの車両が往来しております。 そうした中、貸し農園前の道路には大きな用水路があり道路の幅員も狭く、車の離合が安全に行なえる状況ではなく、車の離合と児童の登下校通行が重なった時は、極めて危険な状況(車との接触や用水路への落下の恐れ)となります。 また過去には高齢女性が車を避けようとした所、滑って用水路に落ち怪我をした。脱輪し車が用水路に落ちたという事案がありました。 交通事故がいつ起きても不思議でない。起きてからでは遅いです。	
提案の課題	用水路が必要なうちはこの提案は前に進みません。今年の田植え時期を最後に用水路は使用しないと聞いています。間違いないでしょうか。	

目標設定	町道拡幅による無事故・無災害
提 案 内 容	  ※ 提案内容は、どの地域のどの対象者に対し、どの様な体制で、どれだけの期間、どの様な事業を実施するのか、任務分担、見込費用、持続可能か等を詳しく提案して下さい。

※ 提案書に記載された事項のうち、提案者欄以外は公表されます。